

創業・移住促進住宅入居の流れ



注意事項

- ・家賃債務保証業者との委託契約が必須となります(審査あり)。
- ・入居の優先順位は、面談・内覧のお申込み先着順となります。
- ・面談・内覧の受付は、**令和4年7月29日(金) 10時**より以下の方法で受付いたします。

申込方法：ホームページの専用フォームより

- ・面談・内覧は、**令和4年8月11日(木)**より行います(Zoomによる面談可)。
- ・入居は、**令和4年9月23日(金)**より可能になります。
- ・入居申込書などは、面談・内覧後にお渡しいたします。
- ・ご不明な点などがあれば、ホームページのお問い合わせフォームからお問い合わせください。